



子育て関連の記事には
ダイコンが付いているよ!

スマートフォンで市税 などを納付できます

4月から、スマホ決済アプリ「PayB（ペイビー）」で市税などの支払いができるようになります。PayBは、事前に登録した預貯金口座から直接納付ができるサービスです。



納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」を、スマートフォンやタブレット端末のカメラ機能で読み取ること、どこでも支払いができます。なお、クレジットカードは利用できません。詳しくはホームページをご覧ください。



●税目など：市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、種別割、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、小中

学校給食費、上下水道料金
※税目などに関するお問い合わせは各担当課へお願いします。
園会計室 ☎ 870・0762

消費生活センターの 開庁日を変更します

4月1日から、水曜日の相談も受け付けます。

毎月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後0時45分～5時
園生活安全課 ☎ 870・4010

国民健康保険に加入している人へ 市・府民税の申告は お済みですか？

国民健康保険に加入している人は、保険税の計算や高額療養費の自己負担限度額の判定に市・府民税の申告が必要です。4月上旬に申告用紙を送付しますので、令和2年度（平成31年1月～令和元年12月中の所得）の申告をお願いします。ただし、所得税の確定申告をした人や、給与または公的年金のみの収入で、支払者から給与と支払い報告書や公的年金等支払報告書の提出をしている人は申告の必要はありません（医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける必要がある人を除く）。

園保険年金課 ☎ 870・0521

補聴器の購入費などを 助成

4月1日から、軽度難聴児に対して補聴器の購入費や修理費などの一部を助成します。

両耳の聴力レベルが30～60デシベルの18歳未満の人 ●助成上限額：購入費：5万6074円（1個あたり）、修理費：2万1412円（1個あたり）、意見書作成に係る検査料：5千円

園障害福祉課 ☎ 870・9630
☎ 3838

JR野崎駅の 広報誌設置場所の変更

駅舎の橋上化に伴い、配架ラックの場所を変更しました。改札口を出て右側にある柱付近に設置しています。

園広報広聴グループ ☎ 870・0403



3～5歳児の

副食費が無償になります

子育て世帯の負担軽減による子育て環境の向上に取り組むため、4月から、3～5歳までの全ての子どもに係る副食費（おかず・おやつ代）を無償化します。



主食費（ご飯・パン代）や、通園バス代、行事費や延長保育料などは、これまで通り保護者負担となります。

園①幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）に在籍する満3歳以上の市民②保育所・認定こども園（保育所機能部分）に在籍する3～5歳児クラスの市民（①②いずれも市外の認定こども園などに在籍している場合も対象）

	現在	令和2年4月から
保育料	無償化	無償化
副食費	実費	無償化
主食費	実費	実費

保護者負担 ↓ ↑ 保護者負担

園子ども政策グループ ☎ 870・9662、
園保育幼稚園グループ ☎ 870・0474

記号の見方：園とき 園ところ 園内容 園講師 園出演 園対象 園定員 園費用 園無料 園持ち物 園整理券配布・チケット販売
園その他 園申し込み先 園問い合わせ先 園メールアドレス 園一時保育あり（原則有料、申込要）詳細はお問い合わせください

大東市議会議員および市長選挙期日のお知らせ

投票日：4月19日(日) 時間：午前7時～午後8時(告示日は4月12日)

市民会館(曙町4-6)で、投票日当日の午後9時から即日開票

期日前投票

4月13日(月)～18日(土) 午前8時30分～午後8時	4月16日(木)～18日(土) 午前10時30分～午後8時		
市役所南別館 会議室	アクティブ・スク ウェア・大東	コジマ×ビック カメラ大東店3階	大東サンメイツ 1番館2階 NEW



不在者投票

郵便などによる不在者投票

① 次の手帳の交付を受けている人で、障害の種類が該当する人
② 選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」

手帳などの種類	障害の種類など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

※代理記載制度

郵便などによる不在者投票ができる人のうち、本人が投票用紙に記載できない場合は、代理人を指定して「代理記載による投票」をすることができます。代理記載制度を利用する場合は、右の要件に該当し、あらかじめ代理記載人を選挙管理委員会に届け出ることが必要です。

手帳などの種類	障害の種類など	等級など
身体障害者手帳	上肢または 視覚の障害	1級
戦傷病者手帳		特別項症から 第2項症まで

指定病院・施設での不在者投票

① 都道府県の指定を受けている病院や施設などに入院または入所して投票日に投票所に行けない人

大事な投票、忘れずに!



滞在地での不在者投票

① 仕事や旅行などで大東市外に滞在中の人
滞在地(国内)の選挙管理委員会では不在者投票することができます。「不在者投票宣誓書・請求書」を直接か郵送で市選挙管理委員会に提出してください。

視覚障害者に 「選挙のお知らせ」を郵送

市内の視覚障害者を対象に、選挙公報(候補者の氏名、政見などが記載されたもの)や投票方法などを朗読し録音した音声テープ「選挙のお知らせ」を郵送しています。希望する人は、電話でお申し込みください。

速報(投・開票)のお知らせ

投票・開票速報を、パソコンや携帯電話からインターネットを通じてご覧いただけます。投票速報は、午前8時から1時間ごとに最終まで更新します。開票速報は、午後10時から30分ごとに最終まで更新します。

●パソコンおよびスマートフォンから
ホームページのトップページ「選挙速報」にアクセス



選挙管理委員会事務局 ☎870・0764

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症に関連するお知らせです。情報はホームページで随時更新していますので、ご確認ください。



イベントなどの延期・中止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報「だいとう」3・4月号に掲載しているイベントなどが今後、延期・中止となる可能性があります。延期・中止が決定したものは随時、市ホームページに掲載しますので、ご確認いただくか、各施設にお問い合わせください。



各種申請における手続き方法の変更および期限延長について

○国民健康保険への加入、減免申請

郵送による手続きが可能です。まずはお電話でお問い合わせください。

必要な書類などはホームページに掲載しています。

閩保険年金課 ☎870・0521



○個人住民税の申告

申告期限を4月16日(木)まで延長します。

時午前9時～午後5時30分

閩市役所課税課窓口

閩課税課 ☎870・0418



○住民異動届の提出

転入や転居など、住民票の異動に係る手続きは、異動日(引っ越し日)から14日以内の届け出が必要ですが、当分の間、14日を過ぎた後でも通常どおり手続きが可能です。

閩市民課 ☎870・4011

○マイナンバーカードの交付

交付通知書に受取期限を記載していますが、当分の間、期限を過ぎた後でも受け取ることが可能です。

閩市民課 ☎870・0457

○その他

以下の項目は、従前より郵送などによる手続きが可能です。

・転出届の提出

郵送での手続きが可能です。詳しくはホームページをご確認ください。

閩市民課 ☎870・4011



・各種証明書の交付請求

郵送での手続きおよびコンビニ交付が可能です。詳しくはホームページをご確認ください。

閩市民課 ☎870・4011



郵送



コンビニ交付

・国民健康保険税および介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付相談

電話でのご相談や納付書の郵送が可能です。お電話でお問い合わせください。

閩保険収納課 ☎870・9619

中小企業者・労働者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の発生により、経営に影響を受けている中小企業の皆さんを支援するため、国や大阪府で制度や相談窓口が創設されています。申請方法など、詳しくはホームページをご確認ください。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間に念入りこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う

2 ゴムひもを耳にかける

3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



出典:首相官邸ホームページから

受診の相談・目安

以下のいずれかに該当する人は、新型コロナ受診相談センターにご相談ください。

- 風邪の症状や、37.5度以上の発熱が4日以上続いている
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

また、以下のような人は重症化しやすいため、上記の状態が2日以上続く場合には、新型コロナ受診相談センターにご相談ください。

- 高齢者
- 妊婦
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある人や、透析を受けている人
- 免疫抑制剤の使用や抗がん剤治療をしている人

相談窓口

大東市新型コロナウイルス感染症コールセンター
(地域保健課内)

☎ 875・2745

● 受付時間 = 午前9時～午後5時30分(平日のみ)

新型コロナ受診相談センター(四條畷保健所)

☎ 878・1021

FAX 876・4484

● 受付時間 = 24時間対応

新型コロナウイルス感染症の全般に関する相談
<厚生労働省>

☎ 0120・565653

● 受付時間 = 午前9時～午後9時

<大阪府民向け>

☎ 06・6944・8197

FAX 06・6944・7579

● 受付時間 = 午前9時～午後6時

各種無料相談

市役所(代表) ☎072・872・2181

年末年始、祝日などで変更になる場合があります。
※携帯電話から本誌の市外局番のない番号にかけるときは、最初に「072」をつけてください

相談種別	と き	ところ(担当課)
市民相談	市役所開庁日午前9時～午後5時30分	
行政相談	第2・3・4火曜日午後1時～3時 (第3火曜日はアクロス)	市役所市民相談室 (広報広聴グループ) ☎870・0403
登記相談(予約制)	第3火曜日午後1時～3時	
法律相談 (予約制)	水・木曜日 午後1時～4時 ※年6回土・日曜日に 実施	アクロス (広報広聴グループ) ☎870・0403
	金曜日 午後5時30分～8時30分	
不動産に関する相談 (予約制)	第1・3月曜日 午後1時～4時	市役所市民相談室 (住宅都市政策課) ☎870・0483
女性の悩み なんでも相談 (予約制)	第1月・金曜日午前10時～ 正午・午後1時～3時	アクロス ☎869・6505
	第3水曜日午後4時～8時 第4土曜日午後1時～5時 ※5・11月は一部日程変更 あり	
生活支援相談 就労支援相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	くらしサポート大東 (福祉政策課) ☎870・9664
人権なんでも相談	第2・4金曜日 午後1時～3時	市役所人権教育啓発センター (人権室) ☎870・0441
	第4土曜日 午後1時～3時	ポップタウン 住道オペラパーク3階 (人権室) ☎870・0441
人権相談 生活相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (特非)ほうじょう ☎876・2560
総合相談 (総合・人権)	月～金曜日 午前9時～午後6時 第1・3土曜日 午前10時～午後6時	野崎人権文化センター (特非)大東野崎人権協会 ☎879・8810
就職困難者 向け相談 ※就職のあっせんは できません	月～金曜日 午前10時～正午・ 午後1時～6時	ワークサポート大東 (地域就労支援センター) ☎870・5370(予約制)
	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (北条地域就労支援センター) ☎877・5050(予約不要)
	月～金曜日 午前9時～午後6時 第1・3土曜日 午前10時～午後6時	野崎人権文化センター (野崎地域就労支援センター) ☎879・1818(予約不要)
中小企業融資相談 労働相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所東別館2階 (産業振興課) ☎870・4013
ビジネスに関する相談 創業相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	大東ビジネス創造センター (D-Biz) ☎870・9061
障害者総合相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市基幹相談支援センター (大東市障害者生活支援センター内) ☎806・1332 FAX 806・1333
精神障害者相談	月～金曜日 午前9時15分～午後5時30分	あーす ☎874・9900 FAX 803・6201
身体障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎806・1331 FAX 806・1333
知的障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後6時	あおぞら ☎875・3969 FAX 800・6051
障害児相談	月～金曜日 午前10時～午後6時	ぽぽろ大東 ☎800・6685 FAX 871・0182
身体障害者(児)相談 知的障害者(児)相談 精神障害者相談 「心の相談」	第1土曜日 午前10時～正午 (1・5月を除く)	総合福祉センター ☎872・2222 FAX 874・1828

相談種別	と き	ところ(担当課)
自殺防 止 電話相 談	月～金曜日 午前9時30分～午後5時	こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570・064・556
	24時間 365日	関西いのちの電話 ☎06・6309・1121
救急医療相談	24時間 365日	救急安心センターおおさか #7119、☎06・6582・7119
消費生活相談	市役所開庁日 午前9時～正午・ 午後0時45分～5時	市役所東別館1階 (消費生活センター) ☎870・0492
ひとり親家庭相談 (予約制)	市役所開庁日(金曜日を除く) 午前9時～午後5時30分	市役所 (子ども支援グループ) ☎870・9655
ひとり親家庭等 就労相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	
家庭児童相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター (子ども室内家庭児童相談室) ☎875・8101
子育て相談	保育所開所日(平日) 午前10時～午後4時	南郷保育所 ☎872・7327 北条保育所 ☎876・5237 野崎保育所 ☎876・5630
	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時	四条子育て支援センター ☎876・7510
青少年活動相談	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時 (電話は午後8時まで)	キッズプラザ ☎874・8800 南郷子育て支援センター ☎872・0013
	火・木・土曜日 (第2木曜日を除く) 午後7時～9時	青少年ルーム ☎872・1337
教育相談	月～土曜日午前9時～ 午後5時30分(予約制)	北条青少年教育センター ☎876・0002
	市役所開庁日 月・水・金曜日 午前10時～午後2時	キッズプラザ2階 教育相談室 ☎874・8785
進路選択等教育 支援相談	月～金曜日 午前9時～午後6時 第1・3土曜日 午前10時～午後6時 (月・金曜日は午後8時まで)	野崎人権文化センター (特非)大東野崎人権協会 ☎879・8810
	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (特非)ほうじょう ☎876・2560
納税相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(納税課) ☎870・0421 市役所(保険収納課) ☎870・9619
税務相談 (予約制)	第1金曜日 午後1時～4時(3月を除く)	市役所(近畿税理士会・堤之) ☎872・4658
介護保険に 関する相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(介護保険グループ) ☎870・9628
高齢者の介護、認知症、 健康など生活 全般の相談	月～土曜日 午前9時～午後5時30分 (土曜日は包括センターのみ)	市役所(高齢支援グループ) ☎870・9065 地域包括支援センター ☎800・5374
60歳以上 なんでも相談 「井戸端会議」	第4月曜日 午後1時～3時 (祝日の場合は前後いずれ かの月曜日)	諸福老人福祉センター ☎871・2771
栄養相談(予約制) 健康相談(予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター (地域保健課) ☎874・9500